内閣衆質二一三第六五号

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出「民法等の一部を改正する法律案」における裁判所が親権者を定める要件に関す

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出「民法等の一部を改正する法律案」における裁判所が親権者を定める要件に

関する質問に対する答弁書

## 一について

事案に係る事情を総合的に考慮して判断されることになると考えている。 能性があることを指すところ、 する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動 母が子の心身に害悪を及ぼすおそれ」は、そのような害悪を及ぼす可能性があることを指し、 今国会に提出している民法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)における「父又は 裁判所において、 個別の事案ごとに、一方当事者の主張だけでなく、 ・・・を受けるおそれ」は、 そのような言動を受ける可 「身体に対 当該

## 一について

は、 の双方を親権者と定めるか、その一方を親権者と定めるかを判断することとされている。 法案では、 お尋ねについては、 裁判所 は、 父母間で親権者の定めについての協議が調わずに裁判所が親権者を定めることとなる場合に 子の 利益のため、 「原則は共同親 父母と子との関係、 権 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 父と母との関係その他 切 の事情を考慮して、 改正

## 三について

お尋ねについては、 「より「共同親権が原則であること」を明示し」の具体的に意味するところが必ず

しも明らかではないが、改正法案は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすこ

とが、子の利益の観点から重要であるとの理念に基づくものであると考えている。